

富山県情報公開審査会答申概要（答申第27号）

- 件 名 県立乳児院の受託児童名簿に係る部分開示決定処分に対する異議申立ての件
- 開示請求年月日 平成19年2月1日
- 実施機関の決定日 平成19年3月19日
- 実施機関（担当課） 知事（児童青年家庭課）
- 決定内容 部分開示決定
- 非開示理由 富山県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号（個人情報）及び第3号（法人等情報）
- 異議申立て年月日 平成19年4月3日
- 異議申立ての内容 本件処分を取り消し、氏名及び生年月日以外の非開示項目の開示を求める。
- 諮問年月日 平成19年4月26日
- 答申年月日 平成21年7月1日
- 争 点 実施機関が、富山県乳児院（以下「乳児院」という。）の受託児童名簿の一部の項目を条例第7条第2号（個人情報）を理由に非開示とした決定の妥当性

○ 審査会の判断

<結論>

実施機関が、乳児院の受託児童名簿中の一部の項目を非開示とした決定は妥当である。

<理由>

1 本件対象公文書について

異議申立ての対象となった乳児院の受託児童名簿については、法令等に特段の定めはないが、乳児院において児童の管理等のために作成されているものである。富山県情報公開審査会において、受託児童名簿の写しの提出を受け、内容を確認したところ、名簿の主要部分は一覧表となっており、その記載項目は、番号、児童氏名、性別、生年月日、年齢（年及び月）、措置年月日、適要及び措置日数である。このうち適要には、一部の児童について退所月日又は一時保護月日が記載されている。

2 条例の解釈及び運用における個人情報の取扱いについて

条例第3条後段は、この条例全体の解釈及び運用に当たっての基本として、「実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされないことがないよう最大限の配慮をしなければならない」と規定し、公開を原則とする公文書開示制度の下においても、思想、心身の状況、病歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護されるべきであり、正当な理由なく公にされてはならないことを明らかにしている。

3 条例第7条第2号該当性について

本件異議申立ては、本件公文書中、実施機関が条例第7条第2号にいう個人に関する情報であるとして非開示とした項目のうち、氏名及び生年月日を除く、①年齢（年及び月）、②措置年月日及び③適要について開示するよう求めているので、これらの情報が条例第7条第2号にいう個人情報に該当するか否かについて検討する。

条例第7条第2号本文は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）を非開示情報であると規定する。

また、条例第7条第2号本文中の当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものとは、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけではなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報全体であり、特定の個人を識別させる部分（例えば、個人の氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動の記録）が全体として一つの非開示情報を構成するものであると解されている。

さらに、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個人に不利益を及ぼすおそれがある場合があり得る。その場合は、個人識別性の判断に当たっては、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、当該情報の性質、集団の性格、規模等の要素も考慮に入れていく必要があると解されている。

本件対象公文書は、児童福祉法に基づく措置施設の受託児童名簿という特定の集団に属する個人のプライバシーに関するものであり、上記2で述べたように、児童福祉の観点から慎重な対応を要する情報として、その保護には最大限の配慮が求められることを念頭において判断すべきである。

(1) 年齢（年及び月）

本件対象公文書中の年齢（年及び月）は、生年月日そのものではないが近親者等であれば、その保有している情報と照合することにより、特定の受託児童を識別することができるものであると認められる。

(2) 措置年月日

本件対象公文書中の措置年月日は、特定の受託児童がいつ乳児院に入所したかという行動の記録であり、（1）と同様、近親者等であれば、特定の受託児童を識別することができるものであると認められる。

(3) 適要

一部の受託児童について適要に記載されている〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇も、（2）と同様、近親者であれば、特定の受託児童を識別することができるものであると認められる。

したがって、（1）から（3）までの情報は、条例第7条第2号本文に該当するものであると認められる。

なお、（1）から（3）までの情報は、条例第7条第2号のただし書アイウのいずれにも該当しないことは明らかである。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、「措置保護者を認定する上で密接な関係情報である。よって、公益性の観点から公開される情報といえる。」と主張するが、本件対象公文書は、児童福祉法に基づく措置施設の受託児童名簿であり、情報公開制度を通じて特定の保護者を認定するという行為には、何らの必要性も公益性も認められず、「公益性の観点から公開される情報である」という主張は、失当である。